

品川区いじめ対策委員会（第3回）

議事録要旨

1 日時

平成31年3月19日（火）午前10時00分から正午まで

2 会場

教育文化会館 3階 第1講習室

3 審議

- (1) 平成30年度 いじめ対策にかかる状況について
- (2) 重大事態への対応について

4 出席者

斎藤尚也委員長、岡本淳子委員、新藤こずえ委員、池田幹雄委員

5 発言要旨

(1) 平成30年度 いじめ対策に係る状況について

○品川区としては、いじめの問題を一人で抱えこまずに、報告を徹底するといった組織体制の充実や、子どもたち自身がいじめについて考え、行動できるようにするための、「年に3回の授業の実施」や「どのような行為がいじめに該当するのかについて理解を深める取組」といった内容を重点課題として設定する学校が多くあった。

○毎月のいじめ報告書によると継続観察中や可能性数いずれも昨年度より高い数値となっている。今年度もいじめを限定的に捉えず、軽微ないじめも見逃さないといった教職員の姿勢の高まりによるものと考えられる。

○学年別の内訳では、これまで前期から後期への課題が挙げられていたが、新たに4年から5年への課題も読み取ることができる。

(2) 重大事態への対応について

以下内容を確認

○いじめに対する考え方の変化として、大まかには加害の子どもの行為の側に立って規定されていたものが、被害の子どもの心情の側に立って規定されたこと。また「一方的」「継続的」「深刻な」という言葉は削除され、平成25年度からは心理的・物理的な「攻撃」から「影響」という言葉が使われるようになった。

○重大事態とは

- 一 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(3) HEARTS の事例検討

支援の成功例等を紹介